

大阪市健康局長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

中国製ナイロンお玉の回収について（依頼）

検疫所におけるモニタリング検査の結果、下記の貨物において過マンガン酸カリウムの消費量が不適（ $18 \mu \text{g/ml}$ ）であり、食品衛生法第18条第2項に違反することが判明しました。

当該貨物は既に通関済みとの報告を受けているため、貴自治体において下記輸入者に対し、当該品が国内において販売等されることがないように対応方よろしく願います。また、対応終了後その概要を当課あて御報告いただくよう併せて願います。

なお、輸入者に対しては検疫所より当該貨物は食品衛生法第18条第2項違反であるため、その措置については貴自治体の指示に従うよう指導しているところです。

記

品名	ナイロンお玉
届出数重量	68CT 340.00kg
輸出国	中国
製造者	YANGJIANG TANSUNG TRADING DEVELOPMENT CO.,LTD.
輸入者	竹原製罐株式会社 大阪市北区豊崎1-12-25
届出先	大阪検疫所 食品監視課
届出年月日	平成25年10月7日
輸入届出受付番号	第61023497250号2欄
検査結果	過マンガン酸カリウム消費量不適（ $18 \mu \text{g/ml}$ ）
違反確定日	平成25年10月22日